



2026年3月5日

各 位

会 社 名 日本ヒューム株式会社
代表者名 代表取締役社長 増淵 智之
(コード：5262 東証プライム市場)
問合せ先 執行役員管理本部長 加藤 直
(TEL. 03-3433-4111)

処分価格及び売出価格等の決定に関するお知らせ

2026年2月25日開催の取締役会において決議いたしました、自己株式の処分及び当社株式の売出しに関し、処分価格及び売出価格等が下記のとおり決定されましたので、お知らせいたします。

記

1. 公募による自己株式の処分（一般募集）

(1) 処分価格（募集価格）	1株につき	1,259円
(2) 処分価格の総額		5,474,006,100円
(3) 払込金額	1株につき	1,206.52円
(4) 払込金額の総額		5,245,828,308円
(5) 申込期間		2026年3月6日（金）
(6) 払込期日		2026年3月12日（木）
(7) 受渡期日		2026年3月13日（金）

(注) 引受人は払込金額で買取引受けを行い、処分価格（募集価格）で募集を行います。

2. 株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）

(1) 売出株式数		652,100株
(2) 売出価格	1株につき	1,259円
(3) 売出価格の総額		820,993,900円
(4) 申込期間		2026年3月6日（金）
(5) 受渡期日		2026年3月13日（金）

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の自己株式の処分及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定していません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

3. 第三者割当による自己株式の処分（本第三者割当による自己株式の処分）

(1) 払込金額	1株につき	1,206.52円
(2) 払込金額の総額	上限	786,771,692円
(3) 申込期日		2026年3月25日（水）
(4) 払込期日		2026年3月26日（木）

【ご参考】

1. 処分価格（募集価格）及び売出価格の算定

(1) 算定基準日及びその価格	2026年3月5日（木）	1,312円
(2) ディスカウント率		4.04%

2. シンジケートカバー取引期間

2026年3月7日（土）から2026年3月24日（火）までの間

3. 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び本第三者割当による自己株式の処分の手取概算額合計上限 6,024,689,000円については、2027年3月までに3,000,000,000円を当社の基盤事業である基礎事業や下水道関連事業の強化と成長事業であるプレキャスト事業の強化を目的としたM&A待機資金に充当する予定であります。

残額並びに2027年3月までに充当が出来なかった場合及び未充当額が生じた場合は、2027年9月までに安定的かつ機動的な事業運営を支えることを目的とした運転資金に充当する予定であります。

詳細につきましては、2026年2月25日付で公表いたしました「自己株式の処分及び株式の売出しに関するお知らせ」をご参照ください。

以上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の自己株式の処分及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定していません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。